

木農再生第11号
令和8年10月8日
木曽郡農業再生協議会

申請農業者 各位

【水田活用の直接支払交付金】多年生牧草を2年連続で「播種」する場合の妥当性の確認
についてお知らせします。

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号、農林水産事務次官依命通知）が改正されることから、令和8年度からの水田活用直接支払交付金において、多年生牧草を2年連続で播種する場合に、播種の妥当性を確認する必要があり、確認方法について以下のとおり定めましたのでお知らせします。生産農業者の皆様におかれましては、当該交付金の申請にあたり多年生牧草を2年連続で播種する場合はその妥当性が確認できる次の資料の提出をお願いします。

- ① 多年生牧草を2年連続で播種することが妥当である場合の以下のいずれか
 - ・ 自然災害等により、収量が低下することが想定される場合
 - ・ 生育不良により、播種が必要な場合
 - ・ 契約している畜産農家等の実需者からの要望に対応する必要がある場合
 - ・ その他の理由で妥当性がある場合
- ② ①に該当することが確認できる資料を、生産年の12月20日までに提出してください
 - ・ 自然災害等の証明書
 - ・ 地域の普及組織が指導する標準的な草地更新の目安に該当していることがわかるもの（目安とする地域草地の写真等）
 - ・ 契約している畜産農家等の実需者からの理由書
 - ・ その他妥当性の根拠を示す資料

【2年連続で多年生牧草を播種した場合であって、播種の妥当性が認めれない場合は当年産においては播種を行わず収穫を行うものとみなし、10,000円/10aの交付単価になります。】

飼料作物（牧草）例

記載はあくまで例です。

草種によっては、地域によって多年生・一年生の用いられ方が異なる場合があることから、必要に応じて指導機関・種子販売会社等にご確認ください。

●多年生

■イネ科

- ・ オーチャードグラス
- ・ チモシー
- ・ ペレニアルライグラス
- ・ ハイブリットライグラス
- ・ スムーズブロムグラス
- ・ トールフェスク
- ・ メドウフェスク
- ・ フェストロリウム
- ・ ケンタッキーブルーグラス
- ・ リードカナリーグラス
- ・ バヒアグラス
- ・ ギニアグラス
- ・ カラードギニアグラス
- ・ ローズグラス
- ・ パラグラス
- ・ パンゴラグラス
- ・ ネピアグラス
- ・ 飼料用しば

■マメ科

- ・ アルファルファ
- ・ アカクローバ
- ・ シロクローバ
- ・ アルサイククローバ
- ・ ガレガ

●単年性

■イネ科

- ・ 青刈りとうもろこし
- ・ 青刈りソルガム
- ・ テオシント
- ・ イタリアンライグラス

- スーダングラス
- 青刈り麦
- 子実用えん麦
- 青刈り稲
- わら専用稲
- 青刈りひえ
- しこくひえ
- オオクサキビ
- セタリア

■ マメ科

- 青刈り大豆

■ その他

- 飼料用かぶ
- 飼料用ビート